平成２５年（フ）第１５２号
長野県東御市本海野1496番地91
債務者　荻原　昭彦
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川島　利夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１１１号
滋賀県大津市雄琴６丁目21番14号
債務者　金谷ゆう子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片山　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３５２号
滋賀県守山市今浜町157番地４、前住所滋賀県甲賀市信楽町神山598番地１
債務者　吾章水産こと　村井　　悟
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山極　良太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３５５号
滋賀県栗東市川辺434番地
債務者　野口　剛志
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　印南　真吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月７日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９１１号
神戸市長田区片山町５丁目11番３―602号、従前の住所神戸市長田区片山町４丁目１番９号　小川マンション３Ｆ
債務者　沢井　千晶
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀内　雄樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８２４号
広島市東区中山西１丁目８番12―101号
債務者　濱本留利子
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芥川　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３４６号
愛媛県松山市中西外31番地、住民票上の住所愛媛県松山市古三津１丁目14番21号
債務者　渡部　信子
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高桑　リエ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月13日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
松山地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３１０号
北海道北斗市東浜１丁目17番14号、住民票上の住所北海道北斗市向野２丁目５番29号
債務者　鎌田　　貢
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３２２号
函館市新川町22番13―303号　せいかんビル
債務者　澤田　聖子
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３６１号
函館市昭和４丁目44番６号
債務者　渡部　典彦
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３１９号
愛知県高浜市八幡町２丁目３番地21　トリーハイツ八幡１Ｂ、前住所愛知県碧南市長田町２丁目21番地
債務者　鳥居　義照
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第５２３号
埼玉県三郷市さつき平１丁目２番１―304号
債務者　鈴木　惠子
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５４７号
埼玉県八潮市中央２丁目27番地13　コートハウスしんや306号、旧住所埼玉県草加市氷川町412番地１　ＦＬＥＸ412―203号
債務者　松田留美こと　河原崎留美
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３４４号
埼玉県大里郡寄居町大字寄居129番地　町営中道中団地104、旧住所埼玉県大里郡寄居町大字寄居1236番地６
債務者　島田　利男
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３６４号
埼玉県東松山市山崎町14番地１　サンレジデンス203号
債務者　井手　里佳（旧姓武田）
1　決定年月日時　平成25年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第９９５号
千葉県八千代市八千代台北12丁目１番４号ハイツ光101号
債務者　神尾　希泉
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０１７号
千葉県市原市君塚１丁目21番地19　コットンハイツ102号
債務者　阿部　清志
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係